

各局の自律改革について

生活文化局… P 1

都市整備局… P 9

福祉保健局… P 20

産業労働局… P 28

建設局… P 37

生活文化局

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

取組体制

生活文化局自律改革本部

・開催数 延べ 3回

プロジェクトチーム 〈課題別に3種類〉

若手PT〈各部所及び局に設置して、二段階で議論〉

- 2テーマ
- ・設置数 部所16・局2
- ・開催数 延べ 35回

現場PT〈現場中心に設置〉

- 3テーマ
- ・設置数 6
- ・開催数 延べ 17回

横断PT〈部所横断で設置〉

- 3テーマ
- ・設置数 3
- ・開催数 延べ 8回

都民ニーズの把握

・局内の11窓口でアンケート実施, 905件を回収

局の自律的改革の推進

都民サービスの向上

- ・認証審査期間の短縮
- ・窓口アンケートの実施等

情報公開の推進

- ・補助金等の支出状況の公開
- ・「都民の声」の公表推進等

施策の見直し

- ・都政広報媒体の活用推進
- ・おもてなし語学ボランティア見直し等

内部の業務改善

- ・超過勤務の縮減
- ・ペーパーレス化等

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<1>局若手PT検討による取組:①超勤縮減

若手による検討

- 若手PTによる検討
前例や固定観念に捉われず、更なる効率化が可能な作業の洗い出し
 - ・ 本庁6部+出先2事業所⇒計69件のアイデア



○ 超勤縮減に向けた取組案

- ① 会議の時間管理の徹底
 - ・ 冒頭で予定時間確認、予定超過の場合は日程を再調整
- ② 資料の事前送付
 - ・ 資料内容の事前確認、疑問点の事前検討
- ③ 待機職員の必要最小限化
- ④ 共有フォルダ整理基準の提示
- ・・・等

生文ルールの設定

- 局内で取組案への意見募集



○「超勤縮減 生文ルール」の策定

- ・ ルール化する取組
- ・ 推奨する取組
- ・ 平成29年2月～ 試行実施
- ・ 平成29年4月～ 本格実施



残業を前提としない組織文化の創出により、“ライブ”・ワーク・バランスを実現

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<1>局若手PT検討による取組：②ペーパーレス化の推進

- ① 若手PTによるペーパーレス化の検討⇒ 意見総数 95件
- ② 平成27年度の総決裁件数21,429件を調査し、紙決定理由を精査

主要会議のペーパーレス化

○プロジェクターで投影した資料を見ながら議論



- 全員が同一の画面を見ることで短時間で集中した議論が可能
- その場で資料の修正が完了し手戻りがない



○業務の効率化

資料の電子化・一元管理化

○局事業推進に係る重要資料や、根拠規程、基礎データ等を電子データで一元管理し、原則として全ての職員が閲覧可能とする。

電子決裁率の向上

○電子決裁可能な事案について、電子決裁を徹底する。

平成27年度

3%

目 標

10%



生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<2> 補助金等の支出状況の情報公開

【課題】局が所管する補助金(約90事業)の情報について、公開状況が事業によりまちまちで、公開されているものもホームページの個別の事業ページの中に散在

【改革の視点】局の補助金の情報を一元化し、どのような事業に、どのような補助金をいくら支出しているか、具体的な内容を都民が容易に知ることができるようにする

【取組状況】

局所管の補助金の支出状況等を一覧できるポータル開設(平成28年12月末～)

各部横断的なPTを設置し、各補助金に対する公開状況の共有と改善策を検討・実施

<公開内容> ①根拠規程 ②支出状況(金額・支出先)
③補助事業や支出先団体のホームページへのリンク

「生活文化局における補助金等の支出状況」<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/info/jouhou/hojokin/index.html>

事業名	根拠規程	27年度決算額(千円)	支出先団が
東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付費	東京ボランティア・市民活動センター補助金交付費	121,125	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ① <東京ボランティア・市民活動センター> (5)
災害時におけるボランティア活動支援補助金の交付費	災害時におけるボランティア活動支援補助金の交付費	13,426	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ① <東京ボランティア・市民活動センター> (5)

都民が補助金の支出状況を探しやすく、かつわかりやすくすることで、「見える化」を推進

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<3>都政広報媒体の活用推進

【課題】 都民を取り巻くメディア環境の変化に対応した効果的な広報展開

(背景)

- ・ 情報通信技術の進展に伴い、誰もが写真や動画など大容量の情報を受発信できる時代に
- ・ スマートフォンが普及し、多くの人があつてもどこでも様々な情報にアクセス可能に
- ・ SNSの利用が進み、情報のタイムリーな拡散が容易に

- ### 【改革の視点】
- ・ デジタル媒体を中心とした情報の発信方法の多様化に対応
 - ・ ターゲットや内容に応じた媒体を選択し、最新の都政情報をわかりやすく発信

【取組内容】

これまでの取組状況

- 他県の取組をヒアリング(9月～10月)
- 都政広報の現況調査等※を踏まえ、デジタル媒体の活用による情報発信の多様化について検討(9～11月)
 - ※ ・ インターネットの利用は幅広い年代層に広がっている。スマートフォンは20～30代で最も利用頻度が高い。
 - ・ スマホを見ながらのテレビ視聴や、見逃した番組のネット動画による視聴が拡大
- 都政広報テレビ番組の見直しを検討(9月～)
- インターネットや動画等、デジタル媒体を活用した効果的な広報展開の検討を行い、29年度の事業化に向けた検討(9月～)

今後の取組

都政広報テレビ番組の見直しにより財源を創出し、
都民が都政に関する動画をワンストップで視聴できるポータルサイトを開設の予定

<コンテンツ例> 知事記者会見や現場視察等最新動向、各局PR映像、名産品・名所等東京の魅力を発信する動画、都政広報テレビ番組(二次利用)等

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<4>文化振興事業の実施結果の公開

【課題】ホームページ上の各事業の情報は、これまで事前の告知がメインで、実施の成果等が十分に伝えられていない。

【改革の視点】○ 東京2020大会に向け、今後4年間で展開する「東京文化プログラム」について、実施結果も広く発信し、各事業の魅力をアピールする。

○ 各文化振興事業の実績や成果を広く公開し、**都民や参加者の多様な声・評価を引き出すことで、今後の事業展開につなげる。**

【取組内容】

■ 三者(※)による現場PTを設置し、実施結果の発信方法について検討
※都及び都と一体となって東京文化プログラムを展開する東京都歴史文化財団、アーツカウンシル東京で構成

■ 今年度は以下の取組を実施

イベントの様子を伝えるコンテンツの充実と情報発信

- **臨場感のある画像を掲載**
(文化プログラムへの関心を集め、都民の参加意欲を向上)
- **ブログ形式による詳細レポートを充実**
(外部ライターが参加者目線でイベントの魅力を一層PR)
- **イベント参加者によるレビューの掲載を検討**
(アンケート等で寄せられた参加者の率直な意見を紹介)
- **民間WEBサイトの活用による発信力強化**
(通信社が立ち上げた文化事業サイトに情報を無償で掲載)

<ホームページイメージ>

臨場感のある画像



ブログによる魅力発信

今後、上記の取組を踏まえ、東京文化プログラムの実施結果の**アーカイブ化**を進め、**都民が容易にアクセスできる形で情報を発信**
→都民や参加者の声・評価を生かして、都民が主役となる文化振興事業を展開

生活文化局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組<5>外国人おもてなし語学ボランティアの育成

「外国人おもてなし語学ボランティア」:

街中で困っている外国人を見かけた際などに簡単な外国語で積極的に声をかけ、道案内等の手助けを行うボランティア。決まった日時・場所で活動するのではなく、日常生活の中で自主的に活動。育成講座の受講・修了者を登録。

【課題】○ 都主催講座は、申込みが定員の10倍を超えるコースがあるなど、都民のニーズが高い。

○ 仕事などのため、複数回受講の必要がある講座に参加できない方がいる。

【改革の視点】 育成講座の実施回数を増やし、受講機会を拡充するとともに、仕事などで講座に参加できない方にも「学べる機会」を提供

【取組内容】

■ 部内職員(若手・育児中職員・民間経験者等)のアイデアを取り入れて事業を見直し

受講機会の拡充に向けた取組

- ・平成29年1～3月までの都主催講座数を増加(月平均5講座→9講座)
- ・託児サービス付きコースの設置

<28年度開講予定数>

都主催: 66コース、区市町村: 130コース程度、企業・大学等: 60コース程度

→ 東京2020大会に向け、区市町村や企業・大学等と連携して実施する講座を拡充

ICTを活用した学ぶ仕組みの検討

誰でもスマートフォンなどで気軽に「おもてなしの心」などを学べる仕組みを検討

○ 2019年度までの育成目標人数を3.5万人から「5万人」に拡充

○ 「おもてなしの心」と簡単な英語を学べる「eラーニング」を開設



(講座の様子)



(託児の様子)

都市整備局

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

都市整備局改革本部の設置

<都市整備局の役割>

都市づくりの計画から事業実施に至るまで、都民生活に広く関わり、安全で暮らしやすい都市を実現

- 都民にとってより良い施策を実現するために下記の視点と論点で改革を推進
- 職員が全員参加の意識で組織運営改革に臨める組織風土を醸成

改革の視点

- 1 都市整備局の組織目標を再度確認し、効果的に達成する。
- 2 納税者である都民にとって、満足度が高く、アクセスしやすい組織運営を行う。
- 3 組織の長所、短所をよく知り、長所は伸ばし、短所は是正する。
- 4 組織運営の改革は、可能な限り全員参加のもと進める。
- 5 トップ自らが、組織運営の改革の推進役となる。
- 6 あらゆるものは陳腐化するおそれがある。防ぐためには
不断の改革が必要

改革の具体的な論点

- 1 わかりやすい都政の実現
- 2 都民サービスの向上
- 3 より良い仕事を可能とする局運営
- 4 ライフ・ワーク・バランスの実現
- 5 防災対応力の向上

◆「政策・施策・事務事業」の自主点検・評価を開始

施策や事業を所管する各職場で、改革の視点を踏まえ、評価を実施し課題を把握、取組の方向性を検討

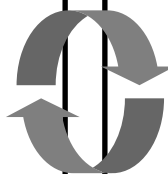
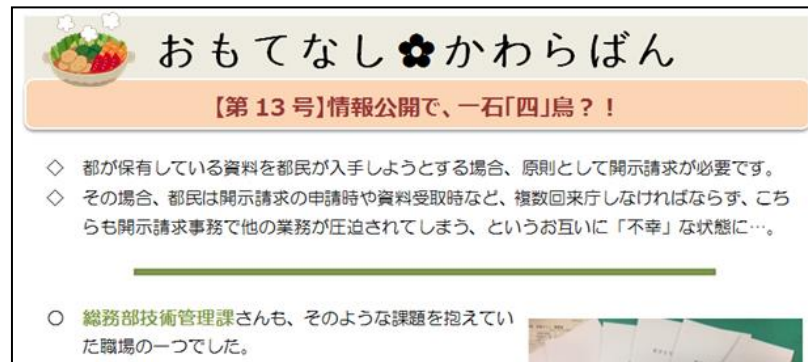
① 取組の“見える化”

ポータルサイトで全職員に情報発信
⇒ 全員が当事者・全員が参加



② できることから まず始める

局内各部署で主体的に取組中
⇒ 取組事例を紹介し、横展開・さらに改善



2つの取組を循環させ、不断の改革の風土を醸成 ⇒ 一人ひとりがリーダーシップを！

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

情報公開の推進

□ 積極的な情報提供

- 都市計画等の住民説明会資料をHPに公開(昨年10月-)
 - ⇒ 説明会に参加できなかった都民に対しても適切に情報提供

<HP画面>



説明会資料をHP公開

「都市計画案および環境影響評価書案の京京線）十条駅付近の連続立体交差化計画に

- ▶ [都市計画案および環境影響評価書案の京京線）十条駅付近の連続立体交差化計画について](#) (PDF 252KB)
- ▶ [「都市計画案および環境影響評価書案の京京線）十条駅付近の連続立体交差化計画について」](#) (PDF 2.2MB)

「都市高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）十条駅付近の連続立体交差化計画の都市計画案および関連する道路の都市計画案等」(平成28年度)

- ▶ [説明会スライド前半](#) (PDF 2.8MB)
- ▶ [説明会スライド後半](#) (PDF 2.8MB)

□ 議事録の情報公開の改善(昨年10月-)

- 審議会等(37件)の議事録の公開状況を自己点検
 - ⇒ 可能なもの全てについて、公開情報を拡大

点検前	件数	点検後
全文公開	4	全文公開
要旨公開	11	全文公開
要旨公開	1	要旨公開
非公開	19	議事項目公開
非公開	2	非公開

<要旨公開⇒全文公開の主な事例>

- ・国土利用審議会
- ・土地利用審査会
- ・広告物審議会
- ・住宅政策審議会
- ・治水対策協議会
- ・豪雨対策検討委員会
- ・新宿ターミナル協議会
- ・東京都建築審査会

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

都民サービスの向上

□ 来庁者の利便性の向上

- 執務室移転を契機に窓レイアウトを改善(昨年11月-)
(不動産相談・建築確認申請窓口)
- ❖ 待合所の椅子を増設(1.5倍)
- ❖ 申請書の記入台を増設(3→4台)
- ❖ ユニバーサルデザインにも配慮

BEFORE



これまでは
立ったまま
説明・記入

AFTER



これからは
座って
説明・記入

□ 分かりやすい都政の実現

- 「使いやすさの向上」をコンセプトに
局ホームページをリニューアル
- ❖ アクセスしやすいデザインの構築
- ❖ スマートフォン版の表示

※ 本年4月に新ホームページを開設

<検討中のリニューアル画面>



都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

業務の効率化

- 書籍等の共有化[シェアリング](昨年11月-)
 - 局内で貸出可能な図書・IT機器等をリスト化し、局掲示板で情報共有
- タブレットを活用した業務効率化(今年度試行中)
 - 法規集や関連資料一式をデータで持参
 - 現地調査で判断に悩んだ際には、
カメラを活用し、上司に報告・相談
⇒ 資料の持ち出し・職場への報告の持ち帰りが不要となり、現場で全て完結

<建築確認完了検査の様子>



ライフ・ワーク・バランスの実現

- 各部・所で創意工夫を凝らした取組を主体的に推進(昨年9月-)
 - ❖ 管理職の動静の「見える化」
管理職に“ホウ・レン・ソウ”しやすい雰囲気づくり
 - ❖ マイニチ・ゴゴイチ・ミーティング
職員の繁忙状況を確認し、フォローし合う風土づくり
 - ❖ 勤務割表(A/B/C班)を職場内に掲示
勤務時間内での打合せ実施を徹底
 - ❖ みんなが定時“隊長”
各職員が退庁予定時間を宣言



マグネットで宣言

みんなが定時隊長!

	山田	高橋	佐藤	鈴木	山本
時間休	●				
~17:15					
~17:45		●		●	
~18:30		●			
~19:00					
~19:30					
~20:00				●	
それ以降					

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

空き家利活用等区市町村支援事業の弾力化

現状

- 平成27年度から、区市町村による計画的な空き家の利活用等の促進を目的とした支援事業を他の道府県に先駆け実施

区市町村への補助メニュー

◆空き家実態調査

◇老朽空き家除却

◆は27年度から ◇は28年度から開始

◆空き家等対策計画作成

◇専門家を活用した空き家相談体制整備

◆空き家改修

- 空き家改修補助においては、当初の目的で10年間の使用義務が課されることなどがハードルとなっている。

見直しの視点と見えてきた課題

- 事業内容を都民のニーズに柔軟に応えるものにする。
- ⇒ 空き家の所有者にとって、より利用しやすい補助制度とし、区市町村の取組を促進する。

取組

- 区市町村や民間による空き家利活用の実態を調査し、利用しやすい制度・運用を検討する。(例えば、10年を経過していなくても、補助事業の趣旨に合致した利用であれば、他の目的での活用も認める等) 【28年度末 調査取りまとめ 29年度～ 速やかに検討】

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

新たに定める都市高速道路の計画策定プロセスの構築

現状

- 国土交通省は、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(H25)を策定し、標準的な計画検討手順として全国で運用できるよう、多様なメニューを提示
- 東京の都市高速道路は、整備効果が高く広域に及ぶ一方、市街地が高密度であるため、計画の影響を受ける地域住民等が多数

見直しの視点と見えてきた課題

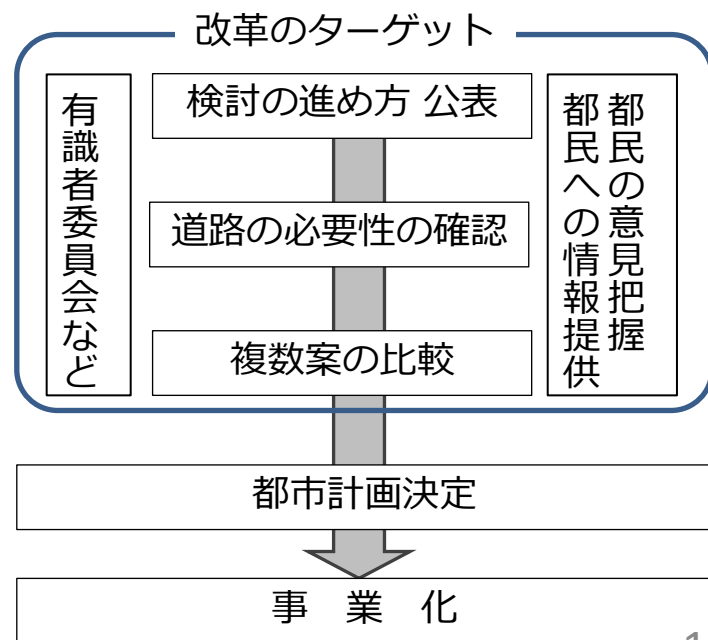
- 透明性、客観性を向上させる。
- ⇒ 東京の地域特性及び都市高速道路が広域的なインフラであることを踏まえ、多数の関係者に対する円滑な合意形成に資する計画策定のプロセスが必要

取組

- 新たに計画する都市高速道路について、地域住民のみならず、多様な利用者の意見を幅広く聴く方策(大口・多頻度利用者へのヒアリング、ドライバーへのアンケートなど)を検討し、都独自のガイドラインを取りまとめる。

【外環(東名高速～湾岸道路間)の計画策定の過程で検討】

■ 計画策定プロセスのイメージ



都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

事前復興の更なる取組

現状

- 発災時に円滑な復興を進めるためには、あらかじめ復興に向けた準備を行う「事前復興」が有効
- これまで、復興の手順を示すマニュアルを整備し、発災時の家屋被害等の情報連絡訓練までを実施

見直しの視点と見えてきた課題

- 都が取り組むべき業務の抽出と対応を検討
- ⇒
- ・都職員自身も「情報連絡」だけではなく、「計画策定」を含めて、発災時の復興手順を習熟することが必要
 - ・区市町村が地域住民と協働して訓練を行うための支援の充実が必要

取組

「情報連絡」だけでなく「計画策定」を実際にやってみることで、発災時の復興手順の円滑化を図っていく。【28年度～】

- 都職員向け「都市復興訓練」の実施の深化
 - ・復興まちづくり計画案の作成
 - ・区市町村の境界部での各種調整 など
- 区市町村職員向け「復興まちづくり実務者養成訓練」新設
 - ・地域レベルでの復興まちづくり訓練の企画立案や運営を行うための手法を習得



(区市町村向け訓練の様子)
新宿中央公園を対象地とし、
仮設住宅等の配置検討を実施

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

建築物の耐震化の推進

現状

- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成23年に全国で初めて耐震化推進条例を制定耐震診断を義務化し、96.1%まで完了(28年12月末時点)。耐震改修についても手厚い助成やアドバイザーの派遣など、所有者の取組を支援。
- 住宅の耐震化では、都民への意識啓発と機運の醸成を図っている。
- 目標に対する現状は、右のとおり

見直しの視点と見えてきた課題

- 耐震化をより効率的・効果的に進めるためには
 - 所有者の抱える課題により踏み込んだ対応が必要
 - 都民への意識啓発と機運醸成のための広報活動が必要

取組

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - ・都及び区職員による直接訪問を拡大(ローラー作戦)【29年度～】
 - ・学識経験者等から成る検討委員会により、更なる促進策を検討【29年度～】
- 住宅の耐震化の促進
 - ・戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村への支援を拡充【29年度～】
- 広報活動の強化
 - ・展示会等を活用した情報提供【29年1月実施】
 - ・耐震ポータルサイトのリニューアル【28年12月実施】
 - ・新聞広告の掲載【29年1月実施】

<耐震化の状況>

		現状	目標
特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率	82.7% (28年12月末)	90% (31年度末)
	耐震診断実施率	96.1% (28年12月末)	
住宅	耐震化率	83.8% (26年度末)	95% (32年度末)

都市整備局における自律改革の取組<状況報告>

少子高齢化に対応した都営住宅関連の取組

現状

- これまで、期限付き入居制度、特別会計、都営住宅用地を活用した民活事業などを導入し、国に先駆けた様々な改革を実施してきた。

見直しの視点と見えてきた課題

- 変化する都民のニーズに制度を適合させていく。
- ⇒少子高齢化の進展に対応し、都民の共有財産である都営住宅ストックを良好な状態で維持し、より有効に活用する。

取組

管理制度の弾力的な運用や既存施設の有効活用を図る。

- 居住者の作業の負担を軽減するため、応分の費用負担の下で、都自らが共益費を徴収【28年度～】
- 都心部など利便性の高い住宅を若年ファミリー世帯向けに提供 【29年度～】

- 駐車場利用の促進 【29年度～】

- ・コインパーキングの設置
- ・地域住民への開放の促進
- ・駐車区画の改良



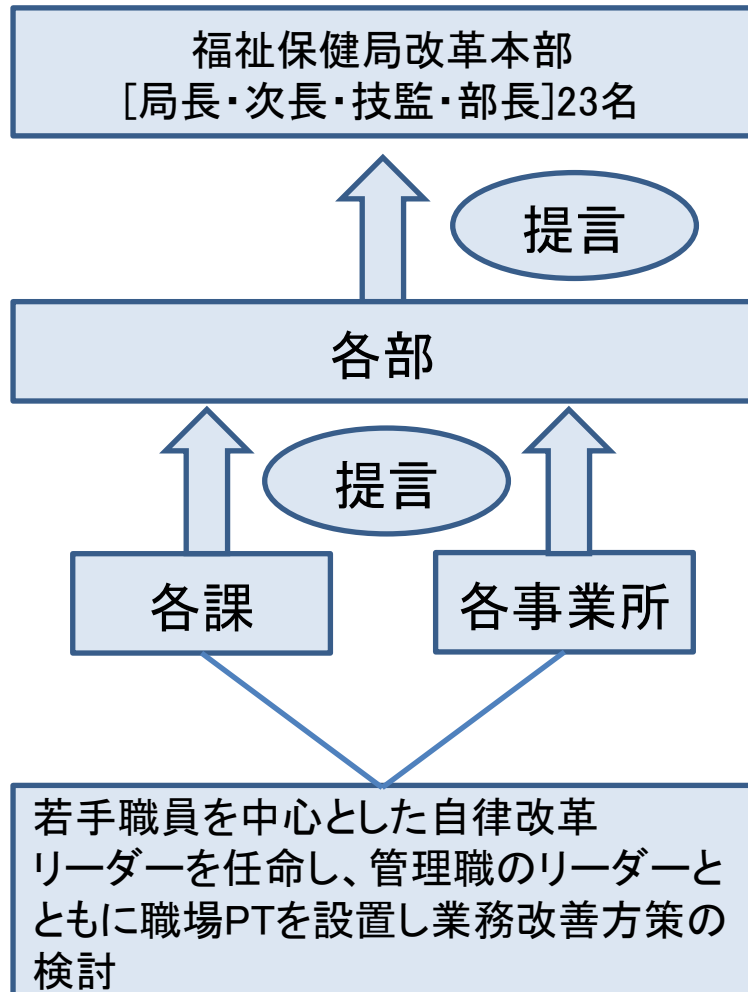
◆ コインパーキングの設置
9団地で試行中
試行結果を検証し、実施に向けて検討・調整

福祉保健局

福祉保健局における自律改革の取組<状況報告>

取組体制

<若手の意見を取り入れた業務改善の仕組み>



検討経過

日付	内容
9月1日	第1回局改革本部 局としてのキックオフ
9月8日	第2回会議開催 若手職員を中心とした課題認識の調査 を開始
9月23日	第3回会議開催 各部からの課題等意見を集約 (390件)
9月30日	第4回会議開催 超勤縮減への取組を開始
10月11日	第5回会議開催 業務改善に加えて局事業の点検を開始
10月31日	局内取組状況を集約
12月1日	都政改革本部ヒアリング 検討状況を事務局へ報告

福祉保健局における自律改革の取組<状況報告>

改善した事項及び現在取組中の事項

- **来所者向けサービスの向上**
 - 来所者用に動線を明示した案内表示の見直し
 - 窓口付近にパーテーションを設置(個人情報の保護)
- **各種イベント、啓発行事の効果的な展開**
 - 局ホームページに、スマートフォンからも見られる「イベントカレンダー」を12月15日に作成
 - イベント開催時に、来場者にアンケート調査などを行い、イベントの浸透度や効果を検証
- **自律改革の取組を評価**

出された改革の中から、毎月マンスリーチャンピオンを認定し、随時、取組を評価する仕組みを導入
- **課内研修の実施**

業務内容の相互理解の促進、説明力向上を目的とし、若手職員が講師となり、業務内容を説明する研修会を実施
- **超勤縮減を進めるための部内ルールの徹底**
 - マイ定時退庁日を月4回設定し、共有フォルダ内のカレンダーに明記。管理職が残業している職員に声掛け、取得状況の進行管理を実施
 - 定時15分前には、不要、不急の問合せ、依頼を行わないこともルール化
- **「書類整理デー」の創設**

書類の適切な管理と業務効率の向上を図るため、毎週金曜日を「書類整理デー」とし、書類の取捨選択を実施

業務改善リーダー養成研修

目的

前例にとらわれず、どうしたら業務を改善できるか日頃から考え、行動を起こす意識を醸成すること。

概要

- 実施日 | 1月10日、11日
- 対象 | 入都2年目職員(悉皆研修)
- 参加人数 | 合計107名
- 講師 | 民間研修企画会社
- 主な内容
 1. 講義(問題解決、業務改善技法等)
 2. 事例検討
 3. グループワーク(職場の業務改善)



研修生の感想

- 「現状把握や問題解決のプロセスを体系的に学べたので、実際の業務で活用したい。」
- 「現行の体制や業務の取組に対して問題意識を持つことができた。」
- 「自律改革の波をよい機会と捉え、積極的に行動に移したい。」

今後

主に職層別の悉皆研修において、日常業務における「気づき」や業務改善意識の醸成を促進する内容を盛り込むなど、研修内容の充実を図る。

福祉保健局における自律改革の取組＜状況報告＞

施策の自主点検・評価

これまでの事業成果を踏まえ、①都民ニーズに的確に応えるものとなっているか ②社会経済状況の変化や国の動きに対応できているか ③様々な社会資源も活用し、最大限の効果を発揮する仕組みとなっているか 等の視点から自主点検を行い、自律改革を進めている。

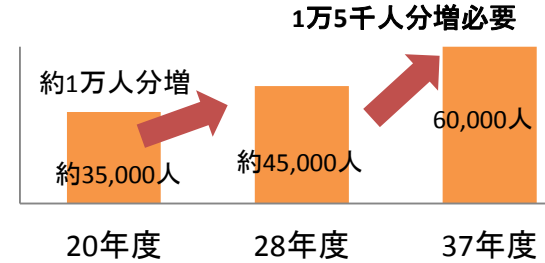
分野	具体的な施策
子供家庭への支援	待機児童対策の推進、社会的養護の体制強化、子供の貧困対策
高齢者への支援	介護サービス基盤の整備促進、在宅療養の推進、認知症対策の総合的な推進、介護人材対策の推進、高齢者の住まいの確保、介護予防の推進と支え合う地域づくり
障害者(児)への支援	障害者の地域生活移行支援、障害者の就労支援、医療的なケアを必要とする障害児への支援
生活福祉の推進	ホームレス対策、福祉のまちづくりの推進
保健施策の推進	健康づくり対策、受動喫煙対策、自殺総合対策
医療提供体制の確保	救急医療対策、災害医療対策、在宅療養の推進、医療安全対策
健康危機等への対応	食品安全対策、危険ドラッグ対策、感染症対策、動物愛護管理施策
都立施設改革	都立施設等の民間移譲等、運営手法の見直しを推進

福祉保健局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組① 特別養護老人ホームの整備促進

<平成37年度末特別養護老人ホーム整備目標 6万人>

- 都は、独自の整備費補助制度や都有地活用等により、身近な地域での整備を推進
- 都営住宅等の建替えに伴い創出した用地を活用（2024年度末までに30ha超）
- 整備目標の達成に向け、更なる都有地活用や促進策による加速化が必要



- 老人福祉圏域内の区市町村が共同利用する特別養護老人ホーム整備の仕組みを構築
 - 都公社住宅の創出用地を活用して板橋区内に特別養護老人ホームを整備（平成31年開所予定）
 - 板橋区民のほか、豊島・北・練馬区民の入所も受入れ

交通網の発達した東京の強みを活かした更なる促進策を検討

比較的土壌確保が容易な多摩地域での整備促進に向け、調査・ヒアリングを実施

都民の意向

- 75歳以上の都民（6,000人）にアンケートを実施
- Q 自身が入所する際の施設の立地
→公共交通機関利用で1時間以内を許容…55.3%
- Q 家族が入所する際の施設の立地
→公共交通機関利用で1時間以内を許容…54.5%

交通の利便性の良い立地であれば、
同じ老人福祉圏域内でなくても可

市町村の意向

- 地元のニーズを超えた整備への課題
- 事務的な負担
指導監督、相談、事故発生時対応等の新たな事務負担
 - 高齢者の転入による財政負担
医療費や生活保護費等で新たな財政負担

他自治体の住民を受け入れるのであれば、
財政面でのインセンティブが必要

※すでに定員数が充足している地域での整備には、区市町村の同意が必要

福祉保健局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組① 特別養護老人ホームの整備促進

【対応策】

○ 「地域福祉推進交付金」制度を創設

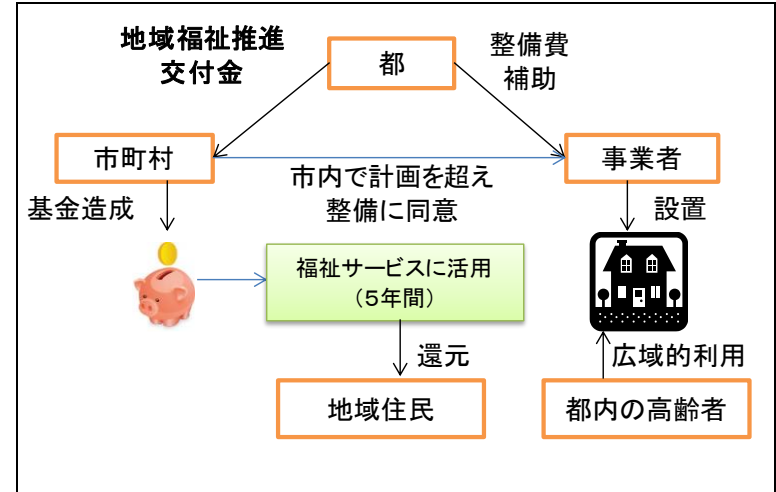
- ・地域のニーズを超えた施設整備に同意した区市町村が福祉目的で活用できる基金の造成資金を交付（250万円/床）
- ・駅から近いなど交通アクセスが容易な施設を補助の条件

- 都内全体の特養入所定員の確保
- 施設所在地自治体の財政負担軽減・福祉向上等 を実現

○ 後期高齢者医療制度における対応

- ・広域連合内において、住所地特例に準じた独自の財政調整の仕組みを検討中
- ・国に対しては、施設所在地の区市町村に財政負担が生じない仕組みの構築を要望

地域福祉推進交付金の仕組み



さらに、平成29年度中の第7期高齢者保健福祉計画策定過程において、現行施策の検証や新規施策を検討

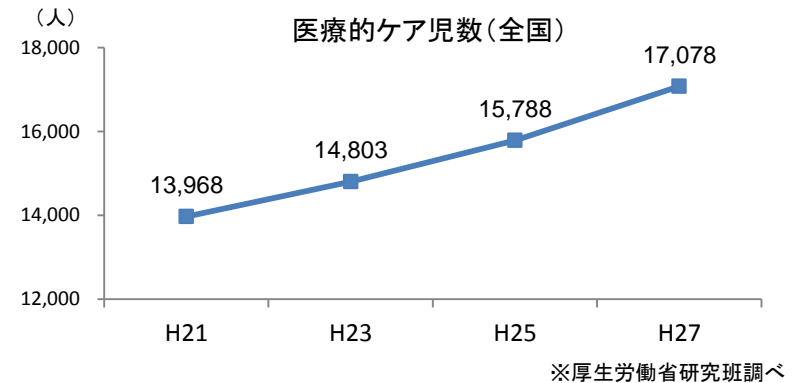
第7期高齢者保健福祉計画策定スケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30～32年度
<p>○ 実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査 ・介護サービス事業者運営状況調査 など 	<p>○ 第7期計画の検討・策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、医療福祉関係者等による計画策定委員会を設置 ・介護保険制度改正や事業者実態調査結果を踏まえ、次期計画の内容検討 ・公募委員の参画やパブリックコメントによる都民意見の反映 	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>第7期計画に 基づき 施策展開</p> </div>

福祉保健局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組② 医療的ケアを必要とする障害児への支援の拡充

- 人工呼吸器の使用、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする障害児（医療的ケア児）が増加
- NICU等からの円滑な在宅移行に向けた支援や地域での訪問診療・訪問看護体制が不十分
- 円滑に在宅移行できないと、NICUの恒常的な満床状態が解消せず、新規患者の受入れに支障
- 障害福祉サービスや保育サービスなどでは、医療的ケア児への対応が不十分



在宅療育に関し、医療機関・サービス事業者・家族が抱える様々な課題やニーズを、小児等在宅医療に関する会議等を通じて把握

医療機関の声

- 家族の不安があるため、退院前に支援関係者の調整や外泊訓練などの準備を十分に行う必要がある。
- 経験不足などから、在宅で医療的ケア児に対応できる地域の診療所や訪問看護ステーションが少ない。

家族の声

- 夜間のたん吸引など、ケアや介護のために十分な睡眠や休養を取ることができない。
- 通所サービスや保育所等で受入れを断られるため、就労することができない。
- 制度や行政の窓口が保健、障害福祉、保育など複数の分野にまたがっており、相談してから支援につながるまでが大変

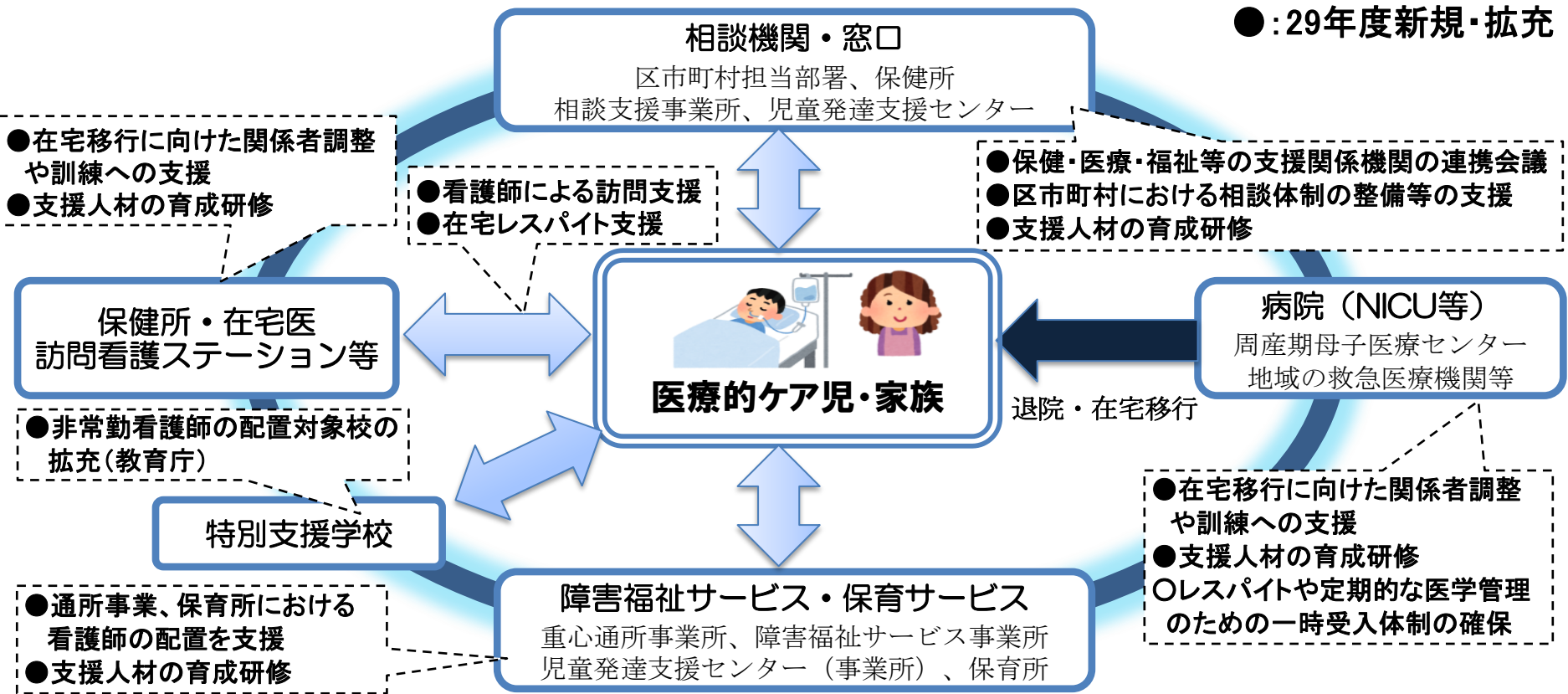
サービス事業者の声

- 医療的ケア児に対応するためには、看護師の配置が必要であるが、その経費が措置されていない。
- スタッフの医療的ケアに関する知識や経験が不足しており、習得する機会も少ないため、受入れの体制が整備できない。

これらを踏まえ、家族・医療機関・サービス事業者等への支援、関係機関の連携を強化

医療的ケア児への支援の充実～平成29年度の新たな取組～

●:29年度新規・拡充



さらに、平成29年度中の新たな障害福祉計画、保健医療計画策定過程において、現行施策の検証や新規施策を検討

計画策定スケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度～
<p>○ 実態調査の実施</p> <p>・医療的ケア児に関する実態調査</p>	<p>○ 計画の検討・策定</p> <p>・学識経験者、医療福祉関係者等による協議会で検討</p> <p>・公募委員の参画やパブリックコメントによる都民意見の反映</p>	<p>新たな計画に基づき施策展開</p>

産業労働局

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

取組方針

目指すべき方向性

- 産業労働局は、都内の各産業の振興や雇用就業対策のため、都民や事業者に効果的な支援を提供していくのが使命である
- 都政改革本部で示された、「都民ファースト」、「情報公開」、「ワイズ・スペンディング」の視点から、あらためて対象とする都民や事業者の目線に立ち返り、局事業をブラッシュアップし、効果的な施策を、わかりやすく展開していく
- あわせて、日頃の仕事の進め方を見直し、効率的な業務執行体制を構築することで、ライフ・ワーク・バランスを推進していく

方向性の実現に向け以下のⅠ～Ⅴの取組を実施

取組内容

- | | |
|----------------|--------------------|
| Ⅰ 局事業の点検・見直し | Ⅳ 業務改善のブラッシュアップ |
| Ⅱ 広報の強化 | Ⅴ 職員から改善提案や新規施策を募集 |
| Ⅲ 情報公開・情報管理の強化 | |

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

取組体制

- ▶ 若手職員から幹部職員まで、すべての職員が参画し、取組を検討・実施する体制を整備

産業労働局業務改革推進本部

- ▶ 本部長：局長、本部員：局内部長級職員等
- ▶ 局全体の自律改革の進行管理・情報共有

部会（各部に設置）

- ▶ 各部に部会を設置し、組織の実情に応じた改革を実施
- ▶ 各部が所管する事業所等においても、部会と連携した局事業の点検・見直しや業務改善を自主的に推進

若手職員等の意見を局本部へ
直接取り入れることのできる仕組みを整備

組織横断的な取組の展開

若手職員による
情報発信PT

若手職員グループの
業務改善・政策提案
(局研修を活用)

局職員からの
改善提案等
の募集

《局業務改革推進本部の開催状況》

開催日	主な審議内容
9月 2日	目指すべき方向性、執行体制等の検討
9月16日	取組方針決定、全体スケジュール確認
10月14日	取組状況の進捗確認
11月11日	施策・事務事業の点検・評価等の検討
11月18日	取組状況の進捗確認

局職員一丸となって自律改革を推進する体制を整備し、様々な取組を実施

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

取組内容Ⅰ：局事業の点検・見直し

➤ 以下の三つの視点から、重点的な局事業の点検・評価を実施 ⇒ 平成29年度予算に反映

- 視点① 役割を終えた事業が存置されていないか
- 視点② 効果的な事業執行がなされているか
- 視点③ 「未来の東京を見据えた事業への変革」がなされているか

※年度内を目途に全ての事業の点検・見直しを進め、30年度以降の予算に反映予定

視点①②による既存事業の見直し

➤ これまでも予算編成過程の中で事業の見直しを行ってきたが、局独自の基準を設け、要求前に点検の対象事業を明確化し、新たな進め方により、重点的な点検・見直しを実施

《対象事業の明確化》

リーマンショック、東日本大震災時の緊急対策として立ち上げた事業のうち、現在まで継続している事業 ⇒ 15事業

27年度において予算額3,000万円以上、執行率50%未満の事業 ⇒ 14事業

《以下の手法により点検》

- ✓ 直近の社会経済情勢の変化やこれまでの見直し内容について、局内各部において **若手管理職や若手職員等も交えて改めて検証**
- ✓ 局独自の「点検シート」を作成し、**データ等に基づき客観的に事業の必要性を評価**

《点検結果》

- 事業の廃止・見直し 11事業
- 規模拡充・手法改善 7事業
- 継続・引き続き検討 9事業

事業の廃止・見直しによる

予算削減効果 75億円

（見直し事例）

- ✓ 都内ものづくり企業立地継続支援事業
→ 使い勝手の向上、規模見直し
- ✓ 就職困難者緊急就職支援事業
→ 役割終了による事業廃止

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

視点③による新規施策の構築

- 実行プランの策定に向けて、知事公約等に掲げられている知事の問題意識やそこから導き出される政策課題について、新たな進め方によりこれまでの取組を見直し、方向性を検討

《施策テーマを設定》

世界で活躍する
ベンチャー企業の育成

インバウンド増加に向けた
外国人旅行者受入環境整備

東京から実現する
ライフ・ワーク・バランス

など13施策

《以下の手法により検討》

- ✓ これまでの取組に捉われない、新たな発想による施策構築に向け、局内各部において 若手管理職や若手職員等も交えて検討
- ✓ 都の施策の現状・課題について、国内情勢や事業の取組状況に加え、国際比較も重視して分析
- ✓ プレゼン資料の形式で取りまとめることにより、検討の過程を客観的に明示

検討結果を踏まえ、施策を具体化し、29年度予算要求・「2020年に向けた実行プラン」に反映

(新規施策の方向性の具体例)

- グローバルベンチャーの育成支援
 - 中小観光事業者へのICT導入等支援
 - テレワーク推進センターの開設
- など

産業労働局における自律改革の取組＜状況報告＞

取組内容Ⅱ：広報の強化



- SNSを活用した情報発信を検討するため、若手職員をメンバーとした「情報発信P T」を設置

《検討経過》

- 9月29日 情報発信P T設置
- 10月7日 局Twitterの課題抽出、解決に向けた方向性の議論
- 10月24日 局Twitterの効果的な運用に向けた解決策の検討
- 11月15日 局事業全体の情報発信手法の見直しに向けた検討
- 12月21日 情報発信に関するこれまでの検討まとめ

局事業の情報発信に関する課題

- 世代を超えて急速に普及しているSNSについて、局事業の情報発信手法の一つとして十分に活用が進んでいない
- 局Twitterの運用開始から4年が経過するが、情報発信ツールとしての活用が不十分
- 多様な広報媒体を用いて、効果的に情報発信が行われている「好事例」の情報共有が不十分

P Tでまとめられた主な改善提案事項

- 局Twitterの効果的な運用ルールを策定し、周知徹底を図る
- 局Twitterのフォロワーをさらに獲得するため、ツイート回数を大幅に増やすための新たな仕組みを整備
- 局内職員向けに、「広報掲示板(仮称)」を設置し、情報発信に関する情報共有のプラットフォームを構築

P Tでまとめられた改善提案の具体化に向けて、今後局内で検討を進めていく

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

取組内容Ⅲ : 情報公開・情報管理の強化

➤ 局事業の情報公開を推進する観点から、都民の関心の高い会議のインターネット中継を実施



《実績》

- 東京の観光を考える有識者会議
11月24日・12月16日
- 東京ブランドのあり方検討会
11月25日・12月27日
- 江戸東京きらりプロジェクト推進委員会
12月5日

このほか、局所管審議会について、10月開催分から、会議の傍聴及び議事録を原則公開(個人のプライバシー・企業情報にかかる部分を除く)

今後さらに、情報公開を推進していく観点から、以下の取り組みの実施を検討

- ① 情報開示請求の改善・・・頻繁に請求される案件の窓口等での事前公開
- ② オープンデータの推進・・・局ホームページで公開している統計・調査結果のエクセル形式等での公開

産業労働局における自律改革の取組<状況報告>

取組内容Ⅳ：業務改善のブラッシュアップ

- 各部・事業所ごとに、組織の実態や業務内容に応じて、以下の視点に基づき改善テーマを設定し、若手職員等が中心となって、効率的な事業の執行を目指す取組

《視点》

○都民サービスの向上 ○内部事務効率化 ○局事業のPR力向上 など

取組の総点検・中間報告会の実施

- 年度当初に開始した取組内容について、組織内で総点検を実施し、課題の抽出や内容の追加・修正をすることで、取組のレベルアップを実現(10月)
- 取組内容の説明、総点検で明らかとなった課題の発表、グループディスカッションを行う中間報告会を実施し、より良い改善や解決策のヒントを共有(11月)

今後、各部・事業所からの最終報告により優秀な取組を表彰



取組内容Ⅴ：職員から改善提案や新規施策を募集

- 局事業全般について、職員の担当分野にとらわれず、これまでの職務経歴で得た経験等を生かした改善提案及び新規施策を、全職員から募集

《応募状況》 109件(12月末現在)

今後、若手管理職による評価検証を実施の上、優れた提案を次年度以降の施策や事業所における業務改善に反映

その他の各部における自律改革の取組事例

《ペーパーレス化・紙資料削減に向けた取組》

- 部長室へのモニター設置による、会議資料のペーパーレス化
- 資料の完成イメージの明確化、事前伝達の徹底による効率化・簡素化
- 電子データの組織間共有による、印刷資料の削減



《20時完全退庁に向けた取組》

- 超過勤務の縮減を推進するための、局における取組方針の策定
 - ・総務部と各部との打ち合わせ時間は原則15分以内
 - ・議会对応のあり方 等
- 各部においても以下の独自の取組を推進
 - ・部長への説明時間を原則30分以内とし、冒頭資料説明5分以内を砂時計で管理
 - ・タイマーの活用による会議時間の管理 等

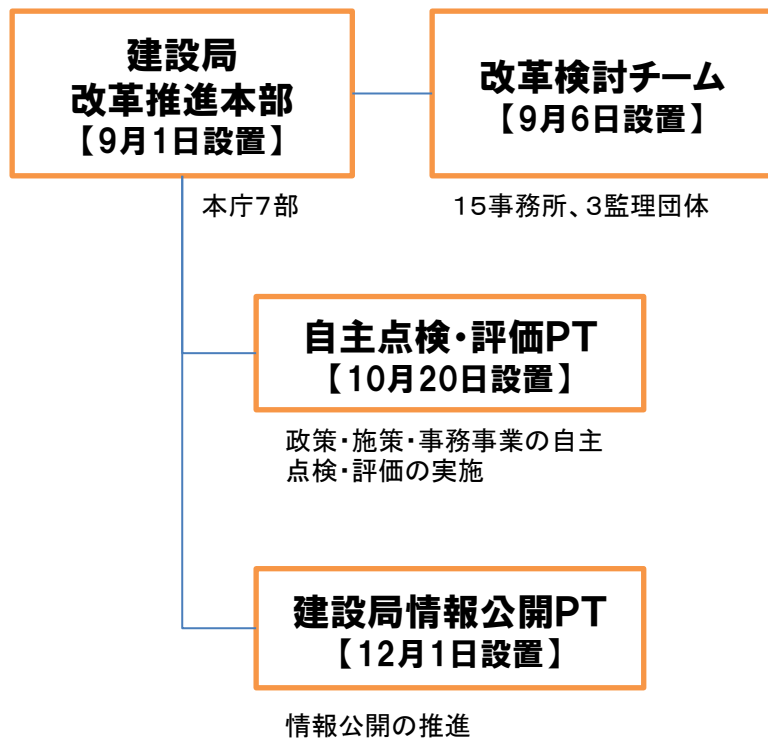
建設局

建設局における自律改革の取組<状況報告>

建設局の取組体制

◆局一丸で「自律改革」に取り組む体制を整備

- ・本庁各部(7)
- ・出先事務所(15)
- ・監理団体(3)



検討経過

建設局改革推進本部

- 9月 1日 建設局改革推進本部設置
第1回建設局改革推進本部開催
- 9月 6日 全事務所等において改革検討チーム設置
- 9月14日 第2回建設局改革推進本部開催
(身近な業務改善等の改革案の抽出)
- 11月14日 第3回建設局改革推進本部開催
- 12月12日 第4回建設局改革推進本部開催

自主点検・評価PT

- 10月20日 自主点検・評価PT設置
第1回自主点検・評価PT開催
- 11月 4日 第2回自主点検・評価PT開催
- 11月10日 第3回自主点検・評価PT開催
(政策・施策・事業の自主点検・評価の整理)

情報公開PT

- 12月 1日 情報公開PT設置
- 12月12日 第1回情報公開PT開催

建設局における自律改革の取組<状況報告>

I 身近な業務改善等の改革案の抽出

- 本庁7部、15事務所、3監理団体、全ての部署において自主点検を実施
- ①都民ファースト②情報公開③ワイズスペンディング」の3原則に照らし改革案を抽出
- 若手職員の問題意識を積極的に吸い上げ
- 都民サービス向上に資する業務改善や事務の効率化などを中心に改革案を抽出

建設局における改革案(全17件)

1	建設局改革推進本部の設置	10	建設局いつでも改善意見箱
2	問い合わせ対応業務の改善	11	廃棄年度・書類保管場所見える化PT
3	特定整備路線相談所の利便性向上	12	担い手三法をふまえた円滑かつ適正な工事の施行
4	公園管理に関する事例集の作成・公表	13	公共用地取得における譲渡所得の特別控除に関するマニュアルの作成
5	霊園管理料・使用料の納付方法を多様化	14	施設視察者の安全性及び利便性向上
6	「川の相談コーナー」の機能強化	15	工事現場の見える化
7	水辺ライン現場担当者による「利用者サービス向上チーム」の設置	16	「集めるすいもん図鑑」の作成
8	訪日外国人観光客増加に対する取組	17	建設局情報公開PTの設置
9	物件補償算定システムの推奨		

建設局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組事例 『集めるすいもん図鑑』の作成

取組の背景・目的

- 近年、インフラツーリズムなど、公共施設見学の需要が増加
- 小さいころからの防災教育は非常に重要（東日本大震災「釜石の奇跡」）
- 水門等の社会科見学には、多くの子供たちが参加しているにも関わらず、大人向けのパンフレット類がほとんど
- 子供特有の「カード好き」嗜好を活用

取組の概要

【内容】

- 水門等の施設の概要・役割をコンパクトに解り易く記載したカードを作成
特に小学生対象の施設見学会の際に参加者にカードを配布
- QRコードにより事務所HPへリンク。より詳しい情報も提供
- 治水・防災対策への関心を高め、防災意識の向上に寄与することにより、防災事業のソフト対策面での効果を期待

【スケジュール】

- 10月までにカード印刷完了（全22施設中4施設について作成）
- 11月から工事見学会、河川イベント等の参加者へカードの配布を開始
- 年度末に向け、反応等を検証。対象施設追加等を検討



カード配布状況

建設局における自律改革の取組<状況報告>

II 政策・施策・事業の自主点検・評価

建設局自律改革において、更にレベルを上げた改革を推進していくため「政策・施策・事務事業」についての自主点検・評価を実施し、今後の取組みの方向性を検討していく。

取組体制

- 建設局改革推進本部の下部組織として『自主点検・評価プロジェクトチーム』を設置
- 若手を含めた14名のメンバーで活発な意見交換の場を作り改革案を検討

検討状況

- PTメンバーより複数の改革案の提出を受け、PTにおいて内容の精査、検証
→政策・施策・事業から身近な業務改善まで様々なレベル

「政策・施策・事業」の視点があるか

「困難は伴うが実現可能性はあるのか」の視点で議論



全3回の実施により、5件の改革案をまとめた

建設局における改革案(全5件)

改革案	取組内容
①ICT技術の活用	維持管理業務、災害対応におけるドローンの活用等
②100年後を見据えた「効率的なインフラの管理」	予防保全型管理を導入可能なインフラに拡大
③民間活力を活用した水辺の自然再生活動	道具などに企業名を入れるなど民間企業からの資金導入促進
④権利者に寄り添った支援による道路事業の推進	「相談窓口」の効果検証し、重要緊急路線に絞り設置を検討
⑤インフラにおけるネーミングライツの導入	ネーミングライツ導入の可能性等を検討し、財源確保を図る

建設局における自律改革の取組＜状況報告＞

主な取組事例① ICT技術(ドローン)の活用

取組の背景・目的

- 局では都市部の道路・河川施設の管理の他、多摩地域や島しょ部などの山間部や急傾斜地にある施設も管理
- 平常時は、地上からの目視点検や、作業車等を利用した点検を実施
- 土砂災害等の発生直後は、都職員や委託業者が危険が伴う災害現場に出向き、目視により被害状況等を確認
- 安全で精度の高い施設管理や災害対応としてICT技術の活用を検討



建設局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組事例① ICT技術(ドローン)の活用

取組の概要

【内容】

- 山岳道路斜面等での安全な施設点検や、土砂災害時の迅速な崩壊範囲(3次元データ、状況写真の取得)の確認、被災状況の把握に活用
- 飛行性能の確認や計測精度の検証、ICT技術活用に必要な基準類の確認・整備等を行い活用を検討

【スケジュール】

- 28年度 飛行性能の確認、検証
- 29年度 計測精度の検証、施設点検への活用の検討
- 30年度～ 検証結果を踏まえ試行予定



実現に向けた課題

- ◆実際の現場で活用できるか、飛行性能や計測精度の確認など適応性の検証が必要

建設局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組事例② 100年後を見据えた「効率的なインフラの管理」

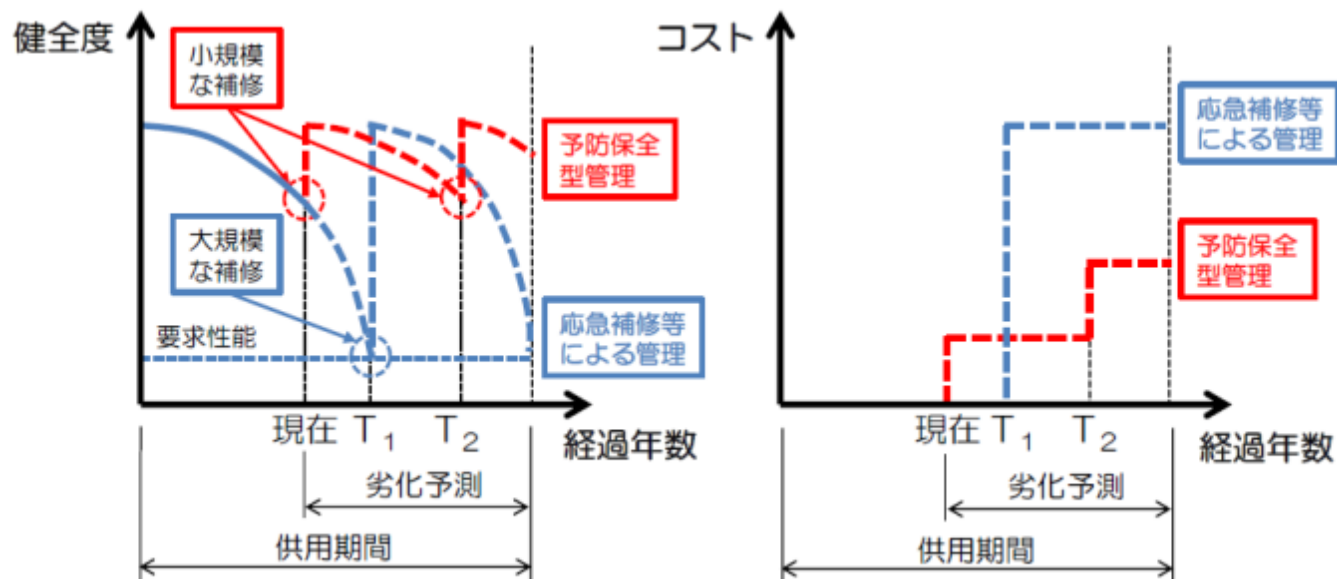
取組の背景・目的

- 高度経済成長期に集中的に整備されたインフラは、建設後30～50年が経過。今後、更新時期がピーク
- 既に重要な道路・河川施設については「対症療法型管理」から、点検等から損傷、劣化状況等を確認し適切な補修、補強を計画的に行う「予防保全型管理」へ転換

橋梁……………『橋梁の管理に関する中長期計画』 平成21年 3月策定
トンネル……………『トンネル予防保全計画』 平成27年11月策定
調節池分水路……『河川構造物の予防保全計画』 平成28年 3月策定

対症療法型管理から
予防保全型管理への転換

更新時期の平準化
総事業費の削減



建設局における自律改革の取組<状況報告>

主な取組事例② 100年後を見据えた「効率的なインフラの管理」

取組の概要

【内容】

○橋梁、トンネル、調節池、分水路以外のインフラについても、機能・規模等から優先順位をつけ、導入可能な施設については予防保全型管理へ移行

○新たに導入する施設については、現状の調査及び状況を把握し、必要な対策を検討の上、計画を策定

【スケジュール】

○29年度 現状把握、調査、分析

○30年度 導入すべき施設において、予防保全型管理方針を順次策定

○31年度 導入すべき施設において、予防保全計画を策定

○32年度～ 予防保全型管理を開始



さぼうえんてい
導入を検討する施設例(砂防堰堤)



らくせきふくこう
導入を検討する施設例(落石覆工)

実現に向けた課題

◆計画策定に向けては、施設の大小や機能・形状の違いを把握し、導入可否の検討が必要